

## 墨田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（案）概要

### 1 目的

公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の一部改正により、公衆浴場の設置場所及び入浴者の衛生及び風紀に必要な措置に関する基準について区の条例で定める必要がある。

### 2 内容

#### 設置場所の配置の基準

普通公衆浴場（銭湯）の設置場所は、既設の普通公衆浴場と200メートル以上の距離を保たなければならない。

#### 衛生及び風紀に必要な措置等の基準

##### ア 普通公衆浴場

施設、清潔保持、浴槽水、ろ過器、付帯設備の構造設備や管理の基準を定める。

##### イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する公衆浴場

施設、清潔保持、付帯設備等のほか、従業員の服装・行為、個室の設備、営業時間等に関する基準を定める。

##### ウ 上記ア、イ以外の公衆浴場（サウナ、健康ランド等）

施設、清潔保持等のほか、履物・衣類の収納・保管設備、熱気による入浴設備を設ける場合の温度の明示等の基準を定める。

#### 基準の特例

公衆浴場の営業者は、一部基準について、特別な理由により公衆衛生上支障が無いと区長が認める場合、これらの基準によらないことができる。

### 3 施行期日

平成24年4月1日